

教育課程又は教員組織に関する重要な変更に対する評価結果への付記事項

知的財産専門職大学院名	認証評価申請年度	認証評価時の認定
大阪工業大学大学院知的財産研究科 知的財産専攻	平成25年度	適合

知的財産専門職大学院基準の大項目	知的財産専門職大学院基準の評価の視点	付記事項	
		<変更前>	<変更後>
使命・目的	1-1 固有の目的は、知的財産基本法の趣旨を踏まえ、かつ、専門職学位課程の目的に適ったものであるか。 （「専門職」第2条第1項）	貴専攻の固有の目的は、「大阪工業大学大学院学則」第1条第2項に「専門職大学院は、学術の理論およびその応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識および卓越した能力を培うことを目的とする」と定められている専門職大学院の目的を受けて、同学則第3条第4項に「専門職課程として知的財産の保護と活用のために優れた意識と高度の知識・技能を備えた高度な専門的職業人を養成しようとするものである」と規定されている。	貴専攻の固有の目的は、「大阪工業大学大学院学則」第3条第4項に「知的財産研究科は、専門職課程として、イノベーションを支援するために必要な知的財産に関する知識・技能を備えるとともに、法律的素養、国際的な視野およびビジネス感覚をもった高度な専門的職業人を養成しようとするものである」と規定されている。
教育の内容・方法・成果等	2-2 理論と実務の架橋教育である点に留意しつつ、固有の目的に照らして教育課程の編成・実施方針を立て、固有の目的を実現するためにふさわしい授業科目を開設し、次に掲げる事項を踏まえた体系的な編成になっているか。 （「専門職」第6条） （1）教育課程が、知的財産マネジメントに必要な専門的な知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、高い職業倫理観の涵養を図り、グローバルな視野を持つ交渉力のある知的財産分野のプロフェッショナルな人材を養成する観点から適切に編成されていること。 （2）知的財産分野の人材養成に共通の基盤となる、知的財産権法に関する科目、経営・技術を含む周辺領域の知識や広い視野を涵養する科目、基礎知識を展開発展させる科目、先端知識を学ぶ科目等が適切に配置されていること。 （3）学生による履修が系統的・段階的に行われるよう適切に配慮されていること。	教育課程については、理論と実務の架橋教育である点に留意しつつ、カリキュラム体系として、知的財産基礎領域、知的財産基幹域、工業所有権領域、知的財産関連領域、技術経営領域、国際法務領域、現代知的財産領域、実務演習領域、研究領域、科学技術領域計10領域を設定している。（省略）	教育課程については、①基幹法領域、②イノベーション支援領域、③グローバル領域、④ビジネス領域、⑤分野横断領域、⑥研究領域の6領域を設定している。
	2-7 課程の修了認定に必要な在学期間・修得単位数が、法令上の規定に対して適切に設定されているか。 （「専門職」第2条第2項、第3条、第15条）	専門職学位課程の修了に必要な単位数は52単位とする。	専門職学位課程の修了に必要な単位数は40単位とする。